

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月5日  
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ  
照会担当者 スタッフ職 杉田一彦  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 川合

(案件)

(受付番号) No. 2010-155	一時帰休に係る定時決定及び随时改定の取扱いについて
------------------------	---------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

標記の件に関しまして、別添のとおり照会させていただきます。

(回答)

貴見のとおり。  
ご照会の事例については、定時決定が一時帰休による影響を受けたものではないため、一時帰休の状況が解消したことによる随时改定には該当しない。  
しかしながら、4月に固定的賃金の変動が生じていることから、その変動要因を踏まえた随时改定の対象には該当することとなるので、注意されたい。  
参考 : 【2010-156 一時帰休に係る随时改定の取扱いについて】

回答日 平成22年8月26日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
回答作成者 (一般) 村上 泰史  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

[主管担当部署の長の確認]  
(軽微なものについてはグループ長) 山上

## 【概要】

一時帰休の取り扱いについては、昭和 50 年 3 月 29 日付保険発第 25 号・府保険発第 8 号「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」により取り扱っているところですが、下記の事例に關し、疑義がありますので、ご教示ください。

標準報酬月額が 560 千円の被保険者に関して、一時帰休が2月（3月支払い分から）から5月（6月支払い分まで）までの期間で生じたため、6月隨時改定により 470 千円へ改定した。

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一時帰休	一時帰休	一時帰休	一時帰休				

↑

隨時改定

上記の被保険者に関し、4月に固定的賃金の変動があった後、7月支払に一時帰休の状況は解消となった。

2等級以上の差が生じれば、7月隨時改定となるが、1等級差（440千円）で月変不該当となり、定時決定が必要となった。

定時決定は、4・5・6月のいずれも一時帰休に伴う休業手当等が支払われたが、算定基礎届提出時には一時帰休の状況が解消していたため、従前（6月随時改定前）の等級（560千円）で決定した。

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
一時帰休	一時帰休	一時帰休	一時帰休				
↑				↑			↑

固定的賃金の変動

月変不該当

定時決定

一時帰休解消

※よって、各月の標準報酬月額は以下の状況となる

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
560千円	560千円	560千円	470千円	470千円	470千円	560千円	

【疑義】

6月（7月支払い分）で一時帰休が解消したことにより、7・8・9月による算定月額は標準報酬月額440千円に該当する報酬月額となるが、定時決定が休業手当等をもって決定されたものではないため、一時帰休が解消したことによる随時改定は行わない、という解釈で差し支えないでしょうか。